

三郷市立小・中学校の学校指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

三郷市教育委員会教育長

三郷市教委規則第 号

三郷市立小・中学校の学校指定に関する規則の一部を改正する規則

三郷市立小・中学校の学校指定に関する規則(平成15年教委規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表彦成小学校の部彦川戸二丁目の項を削り、同部上彦名の項を次のように改める。

上彦名	1番地1から397番地4まで
-----	----------------

別表彦成小学校の部ピアラシティー丁目の項、ピアラシティー二丁目の項及び泉三丁目の項を削る。

別表幸房小学校の部笹塚の項及び南蓮沼の項を次のように改める。

笹塚	1番地から37番地1まで、37番地4、37番地6、37番地7、38番地、39番地、41番地1、42番地から53番地3まで、53番地6、60番地1、61番地1から123番地1まで、124番地1、125番地から131番地1まで、132番地1、133番地1、134番地1、135番地1、136番地1、142番地1から156番地まで、891番地
南蓮沼	287番地10、288番地1、289番地1、290番地1、291番地から294番地まで、295番地1、296番地1、297番地1、298番地1、299番地1、300番地1、301番地1、302番地から330番地

	4まで、573番地1、573番地4、574番地1、575番地から578番地1まで、579番地1、582番地2、583番地1、583番地2、755番地1から759番地2まで、761番地1、762番地1から776番地まで、778番地1から790番地4まで、964番地1から964番地3まで、983番地1から986番地1まで、989番地、993番地1から1002番地1まで、1006番地1、1010番地1から1018番地まで、1023番地1から1025番地まで
--	---

別表1 幸房小学校の部駒形の項を削り、同部上口の項を次のように改める。

上口	883番地1、883番地5、884番地1、885番地1、886番地1、887番地1、888番地1、890番地1、891番地1から893番地2まで、914番地1から927番地1まで、948番地1から972番地2まで
----	--

別表幸房小学校の部彦倉の項、彦野の項、下彦川戸の項、上彦川戸の項、彦川戸二丁目の項、上彦名の項、ピアラシティー丁目の項、ピアラシティー二丁目の項、泉一丁目の項、泉二丁目の項及び泉三丁目の項を削る。

別表立花小学校の部上彦川戸の項及び上彦名の項を次のように改める。

上彦川戸	
上彦名	402番地1から666番地5まで
笹塚	40番地1、40番地2、54番地1、54番地2、55番地から56番地3まで、58番地1、58番地3、137番地1、138番地1、139番地1、139番地5、140番地1、141番地1、208番地1
南蓮沼	1番地、11番地2、12番地2、13番地2、28番地1、33番地1、39番地3、51番地から58番地まで、59番地1、59番地3、59番地7、60番地1、60番地5、61番地1、61番地5、62番地1、62番地5、63番地1、63番地5、69番地4から69番地9

	まで、236番地3、237番地1、238番地1から240番地1まで、241番地1、242番地3、252番地3、253番地1、254番地1、255番地1、256番地から268番地1まで、269番地1、270番地3、271番地1、271番地4、272番地1、273番地1、274番地1、274番地3、275番地から280番地まで、281番地1、282番地1、283番地1、284番地1、285番地1、286番地1、287番地1、581番地1、581番地3、582番地1、585番地1、585番地2、586番地1、587番地から594番地1まで、595番地から754番地まで、760番地、761番地3、777番地、824番地、826番地2、841番地、849番地、876番地、882番地、1036番地1、1036番地2、1040番地1、1040番地2
駒形	56番地、61番地から63番地1まで、65番地1、66番地2、66番地8、69番地1、70番地から75番地まで、81番地1から93番地1まで、114番地3、115番地3、116番地1、117番地から119番地1まで、120番地1、120番地6、130番地3、130番地6、131番地1、131番地6、132番地1、132番地5、133番地1、134番地2から145番地1まで、145番地5、146番地1、147番地3、148番地1から149番地2まで、169番地1から685番地
上口	833番地1から840番地1まで、840番地3、841番地1、842番地1、881番地1、882番地1、882番地5
彦倉 彦野 下彦川戸	730番地1、732番地1から739番地2まで、76

泉一丁目	3番地1、764番地1、764番地7、765番地、771番地1、772番地1、773番地3、803番地3
泉二丁目	
泉三丁目	
彦川戸二丁目	
ピアラシテ	
ィ一丁目	
ピアラシテ	
ィ二丁目	

附 則

この規則は令和2年10月1日から施行する。